（別紙）

企業年金連合会嘱託職員　募集要項（コンサルティング室）

【雇用形態】
・嘱託職員

【募集人数】
・１名

【業務内容】
・連合会会員等からの企業年金実務等に関する相談への対応業務（訪問含む）
・相談対応業務に係る相談票の作成及び取りまとめ業務
・研修及び説明会の講師に関する業務（地方開催を含む）
・講師業務に係る資料等作成に関する業務
・連合会が発行する月刊誌等への寄稿に関する業務
・企業年金実務等に係る e-ラーニング及び動画作成に関する業務
・その他、会員サービスセンター長が命じる業務

【応募資格】
・確定給付企業年金に勤務経験があり、確定給付企業年金の実務（適用、給付、税務、経理など）に関する知識を有し、精通している方
・学歴　高卒以上

【勤務地】
・企業年金連合会（東京都港区芝公園２－４－１　芝ﾊﾟｰｸﾋﾞﾙB館１０階）
＊受動喫煙防止の取組：屋内禁煙（敷地内（屋外）に喫煙所あり）
＊転勤はありません

【配属先】
・会員サービスセンター会員課コンサルティング室

【勤務時間等】
・勤務時間　：　午前９時から午後５時　（正午から午後１時までは休憩）
・時間外労働：　有(月平均１時間)
・休日・休暇：　土日、祝日、年末年始、慶弔、リフレッシュ休暇など

【待遇等】
・嘱託手当：２９０，８００円（経験・実績等を考慮の上、当連合会規程により処遇）
・特別手当（賞与）：支給あり
・通勤手当：年２回６ヶ月定期相当額を支給。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が２㎞未満の場合は支給なし
・社会保険：厚生年金、健康保険(介護保険)、雇用保険、労災保険

【契約期間】
・令和７年４月１日（応相談）～令和８年３月３１日まで。
・初回契約以降、必要と認めた場合は、採用日から５年(令和１２年３月３１日)まで、または、満年齢６５歳に達した日以後における最初の３月３１日までのどちらか早く到達した日を限度に１年ごとに契約を更新することがある。
ただし、初回契約時に６５歳を超えている場合は、満年齢７０歳に達した日以後における最初の３月３１日までを限度に１年ごとに契約を更新することがある。

【応募方法】
・履歴書（写真貼付）、職務経歴書（書式自由、具体的に記載）を以下の応募先に親展にて郵送、またはメールにて添付のうえ、送付ください。（２月１４日必着）
なお、メールにて送付いただく場合は、件名を「コンサルティング室への応募」としてください。

＊選考結果等をメールにてご連絡させていただきますので、履歴書に E-mail アドレスの記載をお願いします。
＊応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。
＊応募者プライバシーは厳守いたします。

【選考方法】

・書類選考の上、面接（一次、最終）を実施
＊面接の実施は、２月を予定しております。

【応募・問い合わせ先】

〒105-0011　東京都港区芝公園 2-4-1（芝パークビルＢ館１０階）
企業年金連合会　総務部総務課人事職員係（コンサルティング室への応募）
E-mail　saiyou@pfa.or.jp